

PORT

コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

2023年11月 制定

第1章 総則

第1条 コーポレート・ガバナンスの定義

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスとは、持続的な企業価値の向上に向け、経営の透明性と公正性を確保することで、株主をはじめとする多様なステークホルダーとの良好な信頼関係の構築を実現し、経営陣による適切で積極的なリーダーシップの発揮を可能にする仕組みとする。

第2条 本ガイドラインの目的

PORTコーポレート・ガバナンス・ガイドライン(以下「本ガイドライン」)は経営の透明性と公正性、迅速かつ果敢な意思決定を実現すべく、子会社等を含む当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針および規律等を定めることを目的とする。

第2章 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

第3条 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

パーパスの体現や持続的な企業価値の向上、中期経営計画の達成に向けて、迅速な意思決定に資する経営システムの構築を目指すとともに、経営の透明性と公正性を確保し、経営の監督機能等を強化するためコーポレート・ガバナンスの強化に積極的な投資をすることとする。

第4条 コーポレート・ガバナンス・システムの設計指針

透明性と公正性の確保、ならびにシステム全体の持続性を重んじ、経営体制や特定人物の資質に依存しないシステムとしての効果発揮を目指す。また、当社取締役会規程をはじめとする各種社内規程との連携を重視しながらも、ガバナンス確保の面において特に重要な規律に関しては当ガイドラインに定めることにより、ガバナンスの無効化に向けた措置に対しての裁量を限定的にする。

第5条 コーポレート・ガバナンス尊重の原則

当社取締役会および経営陣はコーポレート・ガバナンスの重要性を強く認識し、本ガイドラインの遵守、およびその他ガバナンス・システム全体の効率性や実効性を確保する。

第3章 ステークホルダーとのリレーションシップに関する基本方針

(株主とのリレーションシップ)

第6条 基本方針

複雑化する経営環境や高度化する経営アプローチにおいて、適切性を含めた当社理解は容易なものではないことを認識し、成長企業である当社においてはその理解促進に向けた株主との積極的な対話が経営における最重要課題と位置付ける。

第7条 株主総会

すべての株主が平等に議決権を行使できる環境を目指し、招集通知等の発送・開示、適切な開催日の選定、開催方法の決定をする。なお、可決には至ったものの、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、必要な対応を検討する。

第8条 対話機会の創出

基本方針に従い、積極的な対話機会を設けることとする。

第9条 積極的な情報開示

経営方針・経営戦略ならびに事業内容等、当社に対する理解を促進するため、当社の経営判断をはじめとする重要な情報に関しては適時・適切に開示することとし、その開示においては具体的な理解を促進するための方法を検討するものとする。

(株主以外のステークホルダーとのリレーションシップ)

第10条 サステナビリティに関する基本方針

当社のパーパスである「社会的負債を、次世代の可能性に。」に従い、当社事業領域における社会課題に対して積極的にそれらの解決を目指すことは当然とし、その上で、当社および当社経営環境を支えるマルチステークホルダー、また産業や社会の持続可能性を十分に考慮し、当社の

存在意義の証明を目指すものとする。なお、サステナビリティに関する方針の策定や推進責任を明確にするため、サステナビリティに関する専門委員会を設置する。

第11条 役職員エンゲージメントに関する基本方針

継続的な企業価値の向上に向けては、組織拡大および役職員が健全で働き甲斐のある就業環境を提供し続けることが不可欠である。そのため、取締役会において、年に1回は「人的資本マネジメント方針」を定め、人材開発や就業環境の整備に積極的に関与するものとする。また、取締役会は従業員がそのビジョンや熱意のもと真摯に業務に従事するためにも、心理的な健全性の確保に向けた内部通報制度等が重要であると認識し、その運営や改善に関しては積極的に関与するものとする。

第12条 コンプライアンスに関する基本方針

コンプライアンス経営は多種多様なステークホルダーとの信頼関係の形成において重要なテーマであると認識する。そして、役職員全員が、当社の社会的責任と公共的使命を十分に認識し、法令、市場ルール、社内規程等あらゆる社会的な規範を遵守し、株主・顧客・取引先・従業員・地域社会等すべてのステークホルダーに配慮した業務運営を通じて社会・経済の発展に寄与する。

第4章 健全性確保に向けた取り組み

当社は本ガイドラインに定める方針等をはじめ、コーポレート・ガバナンス・システム全体の健全性を確保すべく、以下を実施することとする。

第13条 コーポレート・ガバナンス委員会の設置

コーポレート・ガバナンス・システム全体の健全性や実効性を評価・監督するため、取締役会議長および監査等委員会委員長を主要な構成員とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置する。当委員会においては当社のガバナンス・システムにおける課題について審議し、より適切なシステム構築を目指すべく取締役会に対して助言することとする。

第14条 当ガイドラインの順守体制

取締役会およびその諮問機関である指名委員会・報酬委員会・内部統制委員会、ならびにそれらの機関における規程等は当ガイドラインを順守することとする。

第15条 当ガイドラインの改廃権限および開示方針

当ガイドラインの改廃は当社取締役会がその権限を有するものとする。また、当社取締役会の構成員が独立社外取締役過半数体制を下回る場合においては、独立社外取締役の合議によるものとする。なお、改廃後は速やかに当社ホームページ等において公表するものとする。

第5章 コーポレート・ガバナンス体制

第16条 コーポレート・ガバナンス・ガイドライン(当ガイドライン)

当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスに関する方針や規律等を示す最上位規程と位置付けることとする。

第17条 取締役会(取締役会規程)

経営及び業務執行の監督機能として、業務執行部門から経営状況の報告を受けるとともに、経営方針やリスク管理方針等重要事項に対して直接的に意思決定を行う。

第18条 コーポレート・ガバナンス委員会(コーポレート・ガバナンス委員会規則)

取締役会議長および監査等委員会委員長を主要な構成員とする当社独自の委員会であり、コーポレート・ガバナンス全体の規律の確立、各種委員会のモニタリング、取締役会における重要事項の審議の充分性について検討し、経営及びコーポレート・ガバナンス全体を評価・監督する役割を担う。

第19条 指名委員会(指名委員会規則)

重要事項である取締役等の指名について専門的に協議をする取締役会の諮問機関として位置付ける。なお、M&A等により子会社等が増加傾向にあること、また経営意思決定の迅速化に向け業務執行取締役だけでなく執行役員等の経営陣に対する積極的な権限移譲も実施していることを鑑み、当社執行役員および当社グループ会社の役員の指名および教育についても積極的に諮問することとする。

第20条 報酬委員会(報酬委員会規則)

重要事項である取締役等の報酬について専門的に協議をする取締役会の諮問機関として位置付ける。なお、M&A等により子会社等が増加傾向にあること、経営意思決定の迅速化に向け業務執行取締役だけでなく執行役員等の経営陣に対する積極的な権限移譲も実施していることを鑑み、当社執行役員および当社グループ会社の役員の報酬についても積極的に諮問することとする。

第21条 内部統制委員会(内部統制委員会規則)

内部統制システムの構築や監視の実効性を高めるべく、運用状況の監視および内部統制システム再構築の必要性の検討を専門的に行う取締役会の諮問機関として位置付ける。なお、内部統制部門や各種委員会が特定した重要リスクについてはすべて当委員会に集約される情報システムの設計を行うこととする。

第22条 経営会議(経営会議規程)

経営上の意思決定機関並びに代表取締役の諮問機関として、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討を実施し、会社業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

第23条 リスク管理委員会(リスク管理委員会規則)

内部統制上のリスクに関する評価や対策の検討に加え、経営目標の達成に向けた阻害要因にも着目したうえで、事業環境やその他影響因子を網羅的に精査し審議する。具体的には当社のリスクを総合的に洗い出して把握し、予想されるリスクに対してその回避、軽減、対処方法等の方針立案、進捗状況管理、指導・助言を実施する。なお、当委員会によるリスクアセスメント結果は有価証券報告書等の対外的な開示に透明性をもって連携することとする。

第24条 コンプライアンス委員会(コンプライアンス委員会規則)

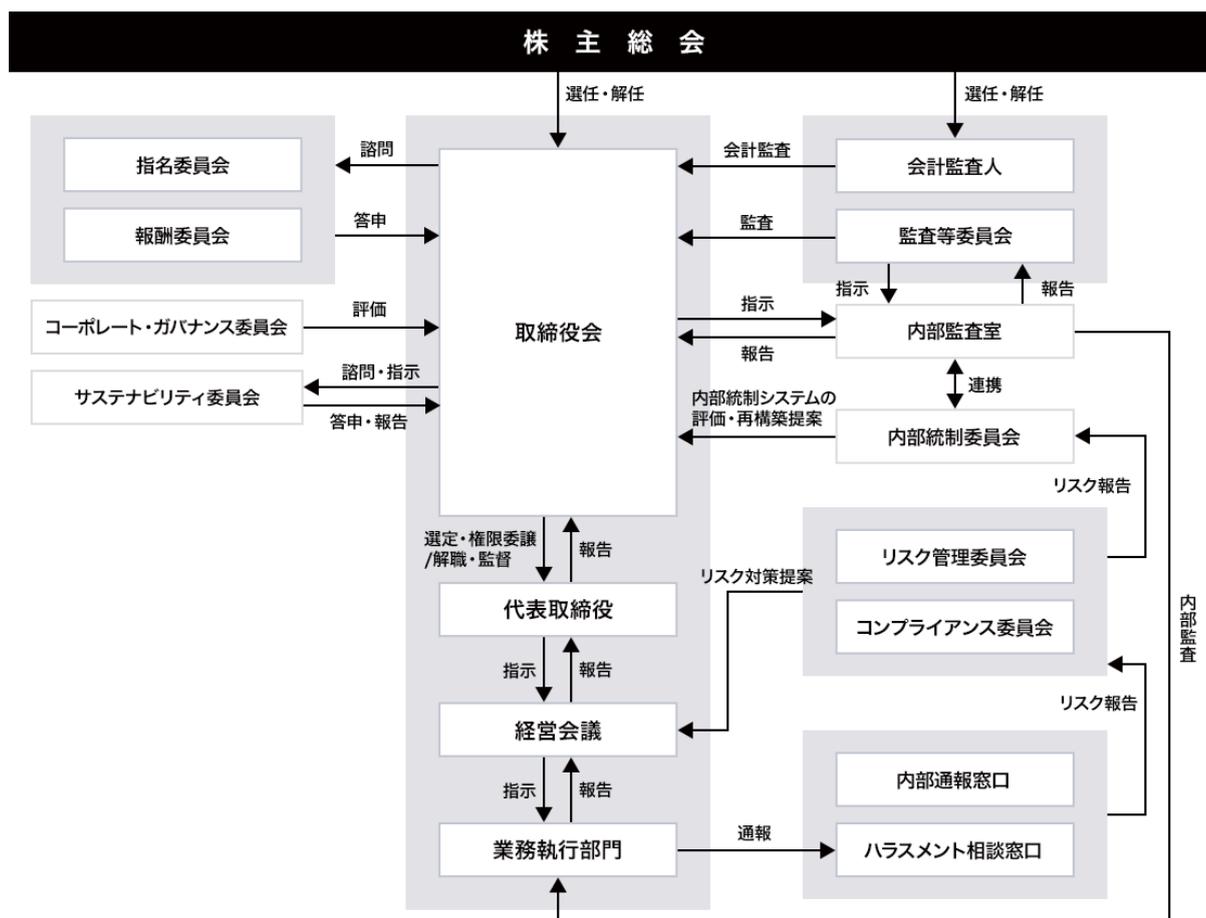
取締役の業務執行が定款および法令、その他社内規程等に従い、適切に運用されるよう、コンプライアンス上の課題の特定と解決策の立案、全役職員に向けた教育計画の立案等に向け、その方針や進捗状況の管理、指導・助言を実施する。

第25条 内部監査室(内部監査規程)

内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視する役割として取締役会の直下に設置する。また、内部監査室は監査等委員会との定期的な会合を設け、積極的な情報共有体制を整える。なお、内部監査室は3線ディフェンスにおける重要な役割を担っていることを踏まえ、業務部門と管理部門による第1層・第2層構造、経営会議とリスク管理委員会等による第1層・第2層構造に対して、独立した立場でその業務の適正性を判断し、取締役会や監査等委員会に対して定期的に報告する。

第26条 グループ・ガバナンス・ガイドライン

M&A等により、連結子会社等のグループ企業が増加傾向にあることを踏まえ、当社取締役会はグループ全体の方針の浸透や内部統制の有効性の確保、継続的な企業価値の向上等に向けた方針やガイドラインを制定する。



第6章 コーポレート・ガバナンスにおける規律設計

健全性の高いガバナンス体制には、ガバナンスの無効化等の抑止力となり、ガバナンス・システム全体の秩序を保つ役割としての規律が必要であると考え。そのため、経営環境等を踏まえ、当社のコーポレート・ガバナンスに必要な規律を明確にし、それらの実効性を確保するため規程等においてルールや基準を制定する。以下に記載するガバナンス規律は現在の当社経営環境に必要な規律である。なお、規律の保全のため、規律に該当する部分においては各規程および決定機関での改変を無効とし、本ガイドラインの改定を必要とする。なお、以下の規律は経営環境の変化により、適時に見直す必要がある。() 書きは制定先の規程等を指す。

- 1) 本ガイドラインの改廃権限および開示方針(当ガイドライン)
- 2) ガバナンス方針の公表(取締役会規程)
- 3) 取締役会議長の選任基準(取締役会規程)
- 4) 取締役会における独立社外取締役比率基準(取締役会規程)
- 5) 独立社外取締役の選任プロセス(指名委員会規則)
- 6) 業務執行取締役(監査等委員でない取締役)の指名・構成要件(指名委員会規則)
- 7) リスク管理体制および内部統制システムの構築方針(取締役会規則)
- 8) 監査等委員会と内部監査室の直接レポートラインの確立(内部監査規程)

第7章 取締役会および取締役に関する基本原則

第27条 取締役会の役割

当社取締役会は法令、定款で定める事項の他、当社の企業価値向上に向け、以下の点に対して重点的に審議することとする。

- ①果敢なリスクテイクを念頭においた経営戦略の立案
- ②経営環境の変化にあわせた実効性の高いリスク管理体制の構築
- ③経営陣をはじめとした使用人の効率的な業務環境の整備

第28条 取締役会の構成

原則として、独立社外取締役を過半数とする。その他、取締役会が健全に監督機能を発揮するため、ジェンダー等の多様性や必要なスキルを確保するという視点を持ち、当社の経営体制に必

要な取り決め等に関しては指名委員会において協議し、取締役会規程あるいは指名委員会規則に定めることとする。なお、業務執行取締役あるいは経営陣の中にコーポレート・ガバナンスや内部統制に関する実質的な知見を有するものが登用されない場合、指名委員会は全指名案を承認しないものとする。なお、当該専門性に関する評価は筆頭独立社外取締役（不在の場合は監査等委員会委員長を務める取締役）が判断することとする。

第29条 取締役会におけるリスク管理体制の構築義務に関する方針

当社ステークホルダーとの良好な関係の構築、継続的な企業価値の向上等に向け、取締役会はリスク管理を重要課題と位置づける。それにあたり経営環境の変化を迅速に反映させ、また、実効性へのあくなき追及を実施し、体制整備を目指すものとする。具体的には内部統制システムに関して専門的に協議をする組織体（内部統制委員会）を構成し、監督の十分性を確保し、取締役会は当該組織体から四半期に1度は報告を受け、内部統制システムの有効性を検証するものとする。

第30条 実効性の追求

取締役会は審議・決議の十分性を確保し、また取締役個々人の多様なバックグラウンドを発揮するため、年に1回以上は取締役会の実効性評価および取締役個別の相互評価等を実施する。

第31条 取締役会の運営

①議題選定

取締役会の議題の選定およびその進行は、重要な業務執行の決定及び職務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能となるよう心がける。

②審議時間の確保

取締役会において意義のある意見、指摘及び質問が行われるよう、取締役会の審議事項について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、資料の送付または説明に努める。

③計画的な運営

取締役会の年間スケジュールや予想される審議事項について予め決定する。

第32条 取締役会議長の選任と責務

取締役会は議長の職務内容およびその責任を重く受け止め、選任においては取締役会規程において基準等を設けることとする。なお、議長に就任する取締役は会社の健全経営や取締役会の適法性および実効性において重要な役割を担うことを認識し、社内の重要会議等に積極的に参加するなど、情報収集等に努めることとする。

第33条 独立社外取締役の独立性の確保

当社取締役会および各取締役による監督の実効性を確保するため、独立社外取締役の実質的な独立性の確保を追求することとする。そのため、代表取締役やCEOの指名プロセスにおける関与を極力最小化すること、独自の独立性基準を制定することとする。

第8章 指名委員会に関する基本方針

第34条 委員会の構成

重要事項における監督強化を目的に原則として独立社外取締役を主要な構成員とする。ただし、当社の経営環境等を踏まえ、執行部の高い関与が適切であると取締役会が判断した場合はこの限りでない。

第35条 委員会の役割

当社指名委員会では取締役の指名諮問だけでなく、経営陣である重要な使用人やグループ会社の取締役等を含めて諮問する。なお、諮問内容は指名の適切性だけでなく、教育や各ポジションのサクセッションプランなど広義にわたるものとし、これをもって当社の中長期的な成長に向けた経営体制の実現を計画的に遂行するものとする。

第9章 報酬委員会に関する基本方針

第36条 委員会の構成

重要事項における監督強化を目的に原則として独立社外取締役を主要な構成員とする。

第37条 委員会の役割

当社報酬委員会では取締役の報酬諮問だけでなく、経営陣である重要な使用人やグループ会社の取締役等を含めて諮問する。なお、当社経営環境等を踏まえながら、取締役や経営陣等が高いモチベーションをもって業務を遂行できるよう、その報酬設計においては柔軟なスキームを検討することとする。

第10章 持続的な成長へのコミットメント

持続的な企業価値および連結業績の成長に向け、当社経営陣は以下に関する方針を明確に定めるとともに、その内容を当社ステークホルダーにわかりやすく開示することを心がけるものとする。

第38条 成長戦略

取引所の要請による「事業計画及び成長可能性に関する事項」の開示に限ることなく、中期経営計画などの経営方針や成長戦略に関する情報を適時に開示することを心がける。当該方針や戦略の策定にあたっては、社外取締役や社外の専門家などの関与を適切に要請し、経営環境の変化を適切に捉えながら、常に挑戦的で、現実的な戦略の設計を重んじることとする。

第39条 事業投資方針の策定

積極的な事業投資が持続的な成長を支えると強く認識し、オーガニック・インオーガニックに関わらず果敢な経営判断を実行する。それにあたっては、事業投資と撤退の判断基準を明確にするだけでなく、当グループの企業価値や連結業績の上昇を踏まえ、参入・撤退の下限基準の引き上げを常に検討し、資本効率を意識した経営に従事することとする。

第40条 実効性あるリスク管理体制の構築方針

果敢な挑戦や意思決定は適切なリスク管理に裏付けられると強く認識し、実効性のあるリスク管理体制の構築を追求し続ける。そのため、取締役会、監査等委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、内部統制委員会などの機関において定期的に内部統制システムの有効性について検証する。また代表取締役およびその他の業務執行取締役は具体的な内部統制の構築にあたってはその議論過程においてリーダーシップを発揮し、常に自己の責任において当グループ全体の内部統制を構築し続けるという高い倫理観と使命感を保有するよう努める。

第41条 適切な意思決定体制の構築

取締役会は、成長にコミットメントするための経営判断ポリシーを定め、経営陣はそれに準拠した意思決定体制を構築し、業務執行を行う。また、迅速かつ的確な経営判断を可能とするため、経営環境の変化を迅速に把握し、柔軟に対応できる体制の維持に努める。

以上

2023年11月 制定

2025年3月25日 改訂